

議案第 4 2 号

亀山市税条例等の一部改正について

亀山市税条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市税条例等の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市税条例等の一部を改正する条例

(亀山市税条例の一部改正)

第1条 亀山市税条例(平成17年亀山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第43条第3項」を「第43条第5項」に改める。

第16条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第42条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第42条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第42条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」の特別徴収義務者」と」を加える。

第43条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税

割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第59条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第99条を第99条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第99条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第100条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第100条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たば

この喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第101条第1項中「第99条第1項」を「第99条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第105条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第101条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第99条

第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第99条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額

(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第101条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第102条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第103条第3項中「第99条」を「第99条の2」に改める。

第105条中「第99条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第7条第1項中「第43条第3項」を「第43条第5項」に改める。

附則第17条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」

を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条第15項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」とし、同項を同条第20項とし、同条第14項を同条第18項とし、同項の次に次の1項を加える。

19 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第17条の2中第13項を第17項とし、第12項を第16項とし、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同項の前に次の5項を加える。

8 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第18条第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12

条第 2 1 項第 1 号ロ」を「附則第 1 2 条第 1 2 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条の 8 第 5 項」を「附則第 1 5 条の 8 第 3 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 1 2 条第 2 4 項」を「附則第 1 2 条第 1 5 項」に、「同条第 1 7 項」を「同条第 8 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 2 条第 2 6 項」を「附則第 1 2 条第 1 7 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 1 2 条第 3 0 項」を「附則第 1 2 条第 2 1 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 1 2 条第 3 1 項」を「附則第 1 2 条第 2 2 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 1 0 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 8 項」を「附則第 1 2 条第 2 9 項」に改め、同条第 9 項中「附則第 7 条第 1 1 項各号」を「附則第 7 条第 1 0 項各号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 7 条第 1 2 項各号」を「附則第 7 条第 1 1 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 8 項」を「附則第 1 2 条第 2 9 項」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 7 条第 1 4 項」を「附則第 7 条第 1 3 項」に、「附則第 1 2 条第 2 6 項」を「附則第 1 2 条第 1 7 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 1 4 項」を「附則第 7 条第 1 3 項」に改める。

第 2 条 亀山市税条例の一部を次のように改正する。

第 1 0 1 条第 3 項中「0. 8」を「0. 6」に、「0. 2」を「0. 4」に改める。

第 3 条 亀山市税条例の一部を次のように改正する。

第 1 0 1 条第 3 項中「0. 6」を「0. 4」に、「0. 4」を「0. 6」に改め、同項第 3 号中「附則第 4 8 条第 1 項第 1 号」を「附則第 4 8 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 1 0 2 条中「5, 6 9 2 円」を「6, 1 2 2 円」に改める。

第 4 条 亀山市税条例の一部を次のように改正する。

第 1 0 1 条第 3 項中「0. 4」を「0. 2」に、「0. 6」を「0. 8」に改め、同項第 3 号中「所得税法等の一部を改正する



日」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中亀山市税条例第 99 条を第 99 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に 1 条を加える改正規定、同条例第 100 条の次に 1 条を加える改正規定並びに同条例第 101 条から第 103 条まで及び第 105 条の改正規定並びに第 6 条並びに附則第 3 条から第 5 条までの規定 平成 30 年 10 月 1 日

(2) 第 2 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

(3) 第 3 条並びに附則第 6 条及び第 7 条の規定 平成 32 年 10 月 1 日

(4) 第 4 条並びに附則第 8 条及び第 9 条の規定 平成 33 年 10 月 1 日

(5) 第 5 条の規定 平成 34 年 10 月 1 日

(6) 第 1 条中亀山市税条例附則第 17 条の 2 第 14 項を同条第 18 項とし、同項の次に 1 項を加える改正規定（同条第 19 項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「旧法」という。）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された旧法附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第4条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(亀山市税条例等の一部を改正する条例(平成27年亀山市条例第26号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の亀山市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第99条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなる

ときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第105条第1項若しくは第2項、	亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成30年亀山市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第4条第3項、
第10条第2号	第105条第1項若	平成30年改正条例

	しくは第 2 項	附則第 4 条第 2 項
第 1 0 条第 3 号	第 9 0 条の 6 第 1 項の申告書、第 1 0 5 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 1 2 4 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 3 0 年改正条例附則第 4 条第 3 項の納期限
第 1 0 5 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 4 号）別記第 2 号様式
第 1 0 5 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 4 条第 3 項
第 1 0 7 条の 2 第 1 項	第 1 0 5 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 4 条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 8 条第 2 項	第 1 0 5 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 4 条第 3 項

5 30年新条例第106条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第5条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第90条の6第1項の申告書、第105条第1

項」とあるのは、「第105条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の亀山市税条例

(以下この項及び次項において「32年新条例」という。) 10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第105条第1項若しくは第2項、	亀山市税条例等の一部を改正する条例(平成30年亀山市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第7条第3項、
第10条第2号	第105条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
第10条第3号	第90条の6第1項の申告書、第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第124条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第7条第3項の納期限
第105条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第105条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項
第107条の2第1項	第105条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
	当該各項	同項
第108条第2項	第105条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項

- 5 32年新条例第106条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等

は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない

い。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の亀山市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第105条第1項若しくは第2項、	亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成30年亀山市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第10条第2号	第105条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第10条第3号	第90条の6第1項の申告書、第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第124条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第105条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第105条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第107条の2第1項	第105条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項

第108条第2項	第105条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
----------	---------------	-------------------

- 5 33年新条例第106条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。